個別避難計画の制度概要と取組について



「ビワエン」

2021年(令和3年)



滋賀県知事公室防災危機管理局

「しがのハグ&クミ」

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ

1959年(昭和34年) 伊勢湾台風 発生 災害対策基本法を制定 1959年(昭和34年) 1980年代頃(昭和60年頃) 「災害弱者」という言葉が使われ始める 1995年(平成7年) 阪神・淡路大震災 発生 2004年(平成16年) 一連の風水害 発生 (観測史上最大となる10個の台風が上陸) 集中豪雨等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討会 2005年(平成17年) 災害時要援護者の避難支援ガイドラインを作成し、災害時要援護者の避難支援対策について方針を定める 災害時要援護者の避難対策に関する検討会 2006年 (平成18年) 災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改定 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災の連携に関する検討会 2007年(平成19年) 災害時要援護者対策の進め方について~避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例~を作成 2011年 (平成23年) 東日本大震災 発生 防災対策推進検討会議(中央防災会議の専門員会) 2012年 (平成24年) 災害時要援護者の避難支援に関する検討会 2013年 (平成25年) 法の改正 (法第49条の10 <mark>避難行動要支援者名簿規定を創設</mark>) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定 2019年(令和元年) 令和元年台風第19号 発生 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ 2020年(令和2年) 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定

災害対策基本法の改正(法第49条の14 個別避難計画の作成を市町村の努力義務化)

これまでの個別避難計画に関する滋賀県の取組

令和2年度 目標:滋賀モデル(個別避難計画作成のための取組を示したモデル)の構築 令和2年10月9日 第1回防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会 12月18日 第2回防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会 標準的な取組内容 (滋賀モデル) の提示 令和3年2月12日 第3回防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会 3月26日 市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会 目標:滋賀モデルの実証(大津市・高島市をモデル地域として検証) 令和3年度 令和3年6月8日・9日 保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修(大津市・高島市) 標準的な取組内容 8月27日 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議【プラットフォーム】 (滋賀モデル) の実証・見直し 11月5日 第1回防災と保健・福祉の連携モデル検討のための意見交換会 令和4年3月16日 第2回防災と保健・福祉の連携モデル検討のための意見交換会 令和4年度 目標:滋賀モデルの県全域への展開 標準的な取組内容

令和4年7月7日 インクルージョン・マネージャー育成研修会

7月~ 市町へのヒアリング

11月16日 滋賀モデル推進連絡会議

12月13日 保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修会

個別避難計画について

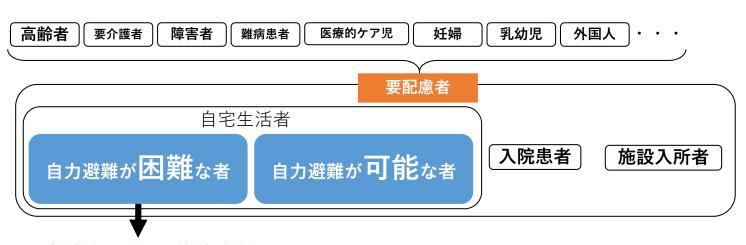
個別避難計画

<u>避難行動要支援者</u>が災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、 事前に一人一人の生活状況に合わせて作成する個別の避難行動計画

(法規定内容)避難支援者の情報(氏名・住所・連絡先)、避難場所・避難路の情報、市町長が必要と認める事項

<u>避難行動要支援者 (災害対策基本法第49条の10第1項より引用)</u>

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの



(滋賀モデル)の展開

作成の優先度の考え方

3つのポイントすべてに課題がある方々を**最優先**で作成

☑当事者本人の心身の状況、情報取得・判断能力

→要介護・障害・疾病等の程度や区分で特に支援を要する方(介護支援程度が高い方)

☑独居等の居住実態、社会的孤立の状況

→独居や身寄りのない高齢者等

☑地域におけるハザードの状況(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)

→ハザードマップ上、危険な場所に居住する方

滋賀モデルでの優先度の考え方

3つのポイントから、3つの層に分けられる(はっきりと分けることは難しい)

	対象者	計画作成者
ハイリスク原	優先度が高いと市町が判断する者 災害時に被害者になる可能性の高い 要介護者や医療機器使用者、重度精 神および身体障害者等を想定	福祉専門職等(本人の代弁者)が中心 会や自主防災組織等と共に作成 報酬支払対象の取組
ミドルリスク	留 独居高齢者や高齢夫婦、軽度の障害 をお持ちの方等を想定	自治会や自主防災組織等が中心 となり作成対象者 の家族等と共に作成
ローリスク原	上記以外の作成対象者、家族等と同 居の作成対象者等を想定	本人や家族が中心となり作成(セルフプラン) 必要に応じて自治会や自主防災組織等と共に作成

福祉専門職への報酬支払の考え方

優先度が高く、福祉専門職の参画を必要とした新規の個別避難計画作成の取組に対して、1人(1計画)あたり7,000円を支給することができるように、令和3年度から地方交付税措置を開始 ⇒ 国から市町へ交付

市町で報酬に関する方針(支払要件・内容・方法等)を決定し、予算化する必要あり

個別避難計画の内容

○基本項目の例

☑当事者情報

→住所、氏名、性別、年齢、血液型、家族情報、 連絡先、アレルギー情報、常備薬、医療機器 使用状況

☑かかりつけ医療機関、医師等の情報☑ケアマネージャー、相談支援専門員、 民生委員・児童委員等の連絡先

☑緊急連絡先(複数)

☑地域の支援者、協力者の情報

☑支援者が何人必要か

☑避難先(指定避難所·避難場所等)

○災害時に必要と思われる項目の例

☑自宅見取図(自宅の地図、外観等)

☑自宅で想定される災害ごとのハザードの状況

→想定震度、浸水想定、土砂災害警戒区域、原子力災害のUPZ等

☑自宅から避難先までの移動の支援方法

→避難マップ、避難判断のためのフローチャート等

☑避難情報(避難指示等)の伝達者

☑移動の際の持ち出し品

☑移動に必要な合理的配慮事項(方法・留意点等)

☑避難生活における合理的配慮事項(方法・留意点等)

☑当事者の居住建物

☑(自治会長の確認)



県内市町の個別避難計画に関する取組状況

避難行動要支援者名簿の作成状況

全市町作成済(名簿掲載対象者 101,613人) ※名簿掲載対象者の要件については、各市町で決定

個別避難計画作成状況(R4.1.1時点)

一部作成済14市町、未策定5市町(令和4年度中に着手予定 2市町)

個別避難計画作成の流れ(内閣府 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針引用)

STEP1:推進体制の整備等

STEP 2:計画作成の優先度の検討 STEP 3:福祉専門職の理解を得る

STEP4:自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る STEP5:本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者や

避難先候補施設に協力打診

STEP 6:本人、関係者、市町村による計画の作成

STEP 7: 実効性を確保する取組の実施

個別避難計画作成の流れ(滋賀モデル抜粋)

事前 準備

- ①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会【**県主催**】 モデル事業を円滑に実施するための必要な知識等を習得
- ②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置・開催【市町】 取組地区・計画作成対象者のリスク区分の検討、取組方針等の調整検討
- ③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催】 講義(災害リスクや防災の仕組みについての講義、実践事例講義等) 演習(個別避難計画作成実践、地域調整会議の模擬体験等)
- <u>④インクルージョン・マネージャー養成研修【**県主催**】</u> 境界連結者(インクルージョン・マネージャー)の育成
- ⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【**市町**】 計画作成対象者や地域住民(自主防災組織等)を対象とする研修

アセスメント

⑥当事者力・地域力アセスメントの実施【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】 個別避難計画作成支援キット等を活用し、当事者力アセスメント・地域力アセスメントの実施

計画作成 ・検証

- ⑦個別避難計画の作成【**保健・福祉専門職、当事者、自治会など**】 当事者、自主防災組織、関係機関、行政機関等による地域調整会議(ケース会議)の開催 エコマップの作成等をもとに、「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を入れ込んだ個別避難計画を作成
- 8個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門職、当事者、自治会など】 作成した計画の実効性の確認。訓練終了後、計画の評価・検討・見直しを行う

推進体制

- ○滋賀モデル検討のための意見交換会の設置・開催【県主催】
- ○<u>滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム【**県主催**】</u>

6

個別避難計画作成を進めるために

滋賀モデルによる個別避難計画作成を進めるための基本となる考え方については次のとおり。

- (1)個別避難計画作成の優先度について
- (2)個別避難計画の作成主体および関係連携者
- (3)福祉専門職の協力について
- (4)個別避難計画の様式等と「タイムライン」の作成について
- (5)避難先の調整について
- (6)個別避難計画作成の標準的な取組フロー
- (7)県域での推進体制
- (8)プラットフォームの設置について



0

個別避難計画作成の流れ(滋賀モデル抜粋)

(2)個別避難計画の作成主体および関係連携者

個別避難計画については、市町が主体となり作成を行う。

ただ、計画については、作成対象者の心身の状況を踏まえ作成する必要があり、市町のみで作成することは困難なことから、当事者・その家族、作成対象者の関係者、関係団体等が連携し作成することで、個別避難計画の作成対象者の避難の実効性や地域における防災意識の向上が期待される。作成関係者等については、下記の方々等が考えられる。

作成対象者の関係者、関係団体等

日頃から避難行動要支援者の状況等をよく把握されており、信頼関係も築かれている関係者との伴走により、地域の支援者の協力を得て計画を作ることがこの取組の肝!

- ・当事者・その家族
- ·市町庁内防災·保健·福祉部局担当者
- ・介護支援専門員(ケアマネージャー)
- •相談支援専門員
- •保健師
- •保健所
- •社会福祉士
- ·訪問看護師
- ・訪問介護員(ヘルパー)
- •特別支援学校関係者
- •防災士

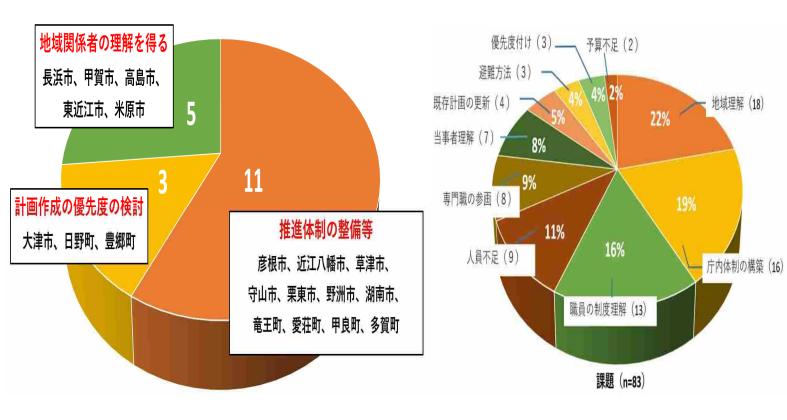
- •医師
- ·薬剤師
- ·CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
- ・MSW(メディカルソーシャルワーカー)
- ・PSW(サイキアトリックソーシャルワーカー)
- ·自治会(長)·町内会
- ·自主防災組織
- •消防団
- ·市町社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員

<u>~</u>~

県内市町の個別避難計画に関する取組状況

各市町の現時点の取組内容

市町の課題

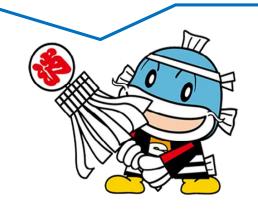


滋賀県は

誰一人取り残さない防災の実現を目指します 当事者が誰一人取り残されない 地域は誰一人取り残さない

社会は誰一人取り残させない





1 0